

第 25 回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時

2025年 6 月23日（月）
午後 2 時（受付開始：午後 1 時30分）

開催場所

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号
霞が関ビルディング 1 階

31Builedge 霞が関プラザホール

※昨年とは会場が異なりますのでご注意ください。
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

25th

決議事項

- 第 1 号議案 監査等委員でない取締役 3 名選任の件
- 第 2 号議案 監査等委員である取締役 2 名選任の件
- 第 3 号議案 監査等委員でない取締役に対する株式報酬
制度に係る内容の一部改定の件
- 第 4 号議案 監査等委員である取締役に対する報酬額
改定の件

目 次	
株主の皆様へ	1
招集ご通知	2
事業報告	6
株主総会参考書類	23
株主総会会場ご案内図	裏表紙

DI

株式会社 ドリームインキュベータ
証券コード：4310

株主の皆様へ



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

DIがこの数年かけて進めてきた構造改革は一定の進捗に達し、今回の中期経営計画（2023年3月期～2025年3月期）の終了とともに、ひとまずの区切りを迎えました。

まずメイン事業であるビジネスプロデュースについては、規模を拡大し、サービスラインを拡充し、協業関係を強化させることで、今後の成長力を確保することができました。また、従来のインキュベーションは適切に収束させ、その価値をビジネスプロデュースに統合することも進めてきました。

一方でマクロ環境に目を向けると、DIにとって大きなチャンスを迎えている状況です。

日本企業を取り巻く環境の変化は著しく、新規事業の立ち上げに加え、既存事業の改革による企業価値向上の必要性が増しています。このニーズに対し、DIの「総合ビジネスプロデュース力」の親和性は極めて高いものです。また、「戦略」の重要性の向上もさることながら、その戦略を実現させることの価値も増しており、インキュベーションで培った、実現力の高いDIへの期待の高さを日々感じています。

こうした背景をしっかりと受け止め、DIを、継続的な企業価値向上に導いていきます。規模と収益性のバランスを意識した成長路線を描き、採用した人員を早期に育成し、高いDIクオリティを維持・向上させていきます。

表層的ではなく、より深く・より長期の支援にコミットできるDIの今後の成長に是非、ご期待いただきたいと思います。

引き続き、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

株式会社ドリームインキュベータ
代表取締役社長 三宅 孝之

株主各位

東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
株式会社ドリームインキュベータ
代表取締役社長 三宅 孝之

第25回定時株主総会招集のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト(https://www.dreamincubator.co.jp/ir/shareholder_meeting/)



また、上記のほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記のウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択し、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、4頁及び5頁に記載のご案内に従って、2025年6月20日(金)午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2025年6月23日（月曜日）午後2時（受付開始：午後1時30分）
2	場 所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング 1階 31Builedge 霞が関プラザホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） ※昨年とは会場が異なりますのでご注意ください。
3	目 的 事 項	報 告 事 項 1. 第25期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第25期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決 議 事 項 第1号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第3号議案 監査等委員でない取締役に対する株式報酬制度に係る内容の一部改定の件 第4号議案 監査等委員である取締役に対する報酬額改定の件

以 上

- 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示としてお取扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ですが議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、「会社の株式に関する事項」「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」及び「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」「監査等委員会の監査報告」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査等委員会はこれらの事項を含む監査対象書類を監査しております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月23日（月曜日）
午後2時（受付開始：午後1時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月20日（金曜日）
午後6時00分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月20日（金曜日）
午後6時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXX年X月X日

議決権の数	XX 股
-------	------

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX

見本
〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

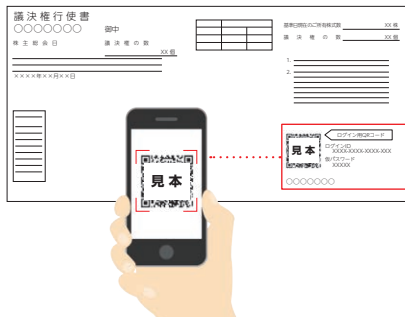
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力せずに、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

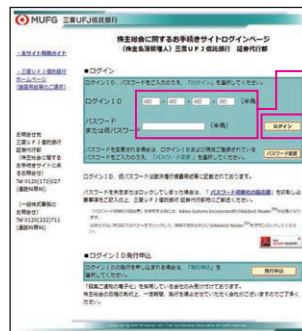


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の概要

DIは、「社会を変える 事業を創る。」をミッションとし、事業創造支援や成長戦略立案支援を行うビジネスプロデュース事業を通じ、持続可能な社会形成、新しい産業の創出、新時代の挑戦者支援に取り組んでおります。

(2) 事業の経過及びその成果

DI及びDIグループの当連結会計年度における経営成績は、売上高は61.8億円と前連結会計年度に比べ8.0億円（+15.0％）の増収、経常利益は2.9億円と前連結会計年度に比べ22.8億円（前連結会計年度は経常損失19.9億円）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は1.7億円と前連結会計年度に比べ20.1億円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失18.4億円）の増益となりました。当連結会計年度における経営成績と前期実績との差異が生じた理由は、ビジネスプロデュースセグメントにおける受注拡大とベンチャー投資セグメントにおけるトレードセールにより売上高が増加したこと、前連結会計年度はベンチャー投資セグメントにおいて有価証券の減損を多額に計上したことなどであります。

連結損益計算書（対前期比較）（億円）

	2024年3月期	2025年3月期	増減額
売上高	53.7	61.8	8.0
経常利益又は経常損失（△）	△19.9	2.9	22.8
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△18.4	1.7	20.1

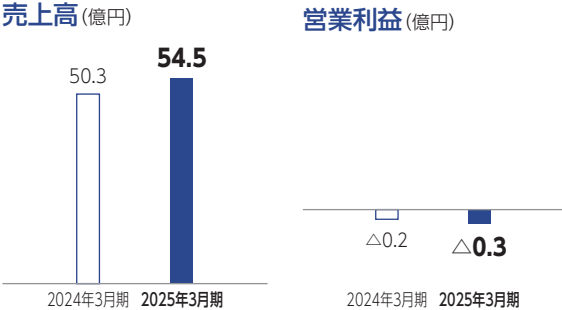
■各事業の状況

ビジネスプロデュースセグメント

売上高 **54.5** 億円
前期比 8%増

セグメント営業利益 **△0.3** 億円
前期比 -%

注：セグメント営業利益は各セグメント利益から全社費用を調整して算出



ビジネスプロデュースセグメントでは、主に大企業向けの事業創造支援や成長戦略立案支援に関する戦略コンサルティング、M&Aファイナンシャル・アドバイザーの提供、及び社会課題を解決するための新たな官民連携の仕組みであるソーシャルインパクトボンド（SIB）を活用したファンド運営をしております。また、新プラクティスであるテクノロジー&アンプリファイによるクライアントへの提供価値の更なる向上を進めております。

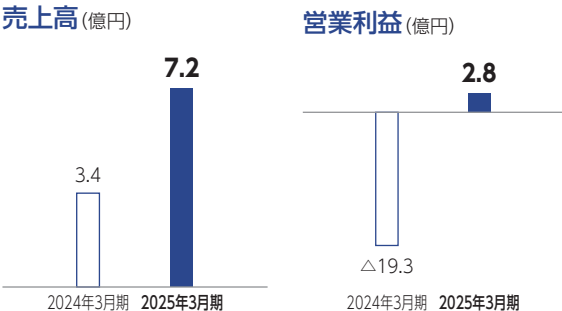
クライアントの事業創造ニーズの高まりに加え、積極的なマーケティング活動に取り組んだ結果、顧客の裾野拡大は順調に進んでおります。これらを下期以降の受注拡大につなげることができ、売上高の伸長は業容拡大に伴う費用増加を上回る結果となりました。

ベンチャー投資セグメント

売上高 **7.2** 億円
前期比 111%増

セグメント営業利益 **2.8** 億円
前期比 -%

注：セグメント営業利益は各セグメント利益から全社費用を調整して算出



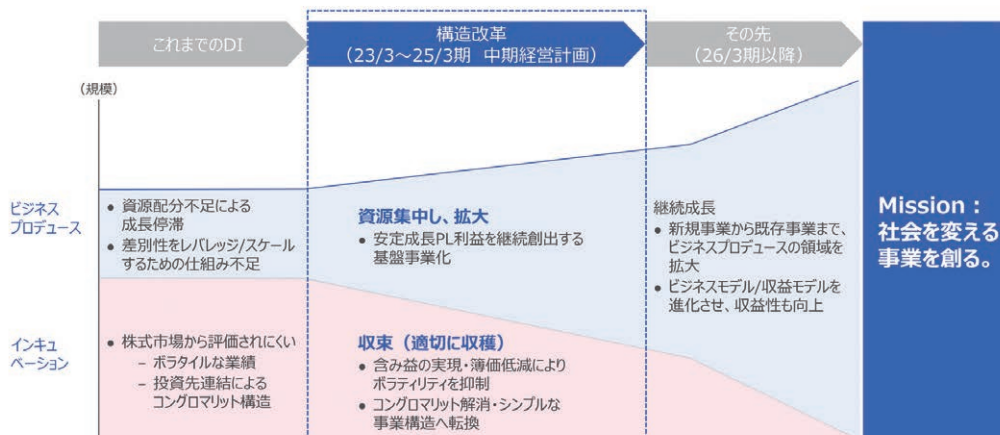
ベンチャー投資セグメントにおいては、スタートアップ企業等への投資育成を行っております。当連結会計年度においては、中期経営計画に基づいた適切なトレードセール3件によるキャピタルゲインを実現いたしました。

(3) 対処すべき課題

■中期経営計画（23年3月期～25年3月期）の振り返り

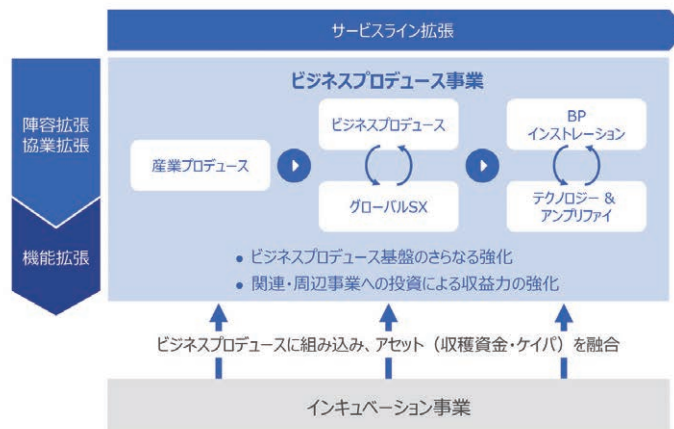
中期経営計画の位置付け

構造改革期として、ビジネスプロデュース事業の拡大とインキュベーション事業の収束を推進



構造改革の概要

ボラティリティの高いインキュベーションアセットを縮小し、4つの拡張でビジネスプロデュースを更に強化



* サステナビリティ・トランスフォーメーション

■2026年3月期 計画

ビジネスプロデュース事業：今後5年で目指すこと

目指していくこと



* 22/3期売上28億→25/3期売上55億
** 23/3期は8%、24/3期・25/3期はマイナス

そのためにやっていくこと

1、時代の潮流を捉えた提供価値の進化

- 新規事業から既存事業まで、ビジネスプロデュースの領域を拡大
 - － 新規事業で培ったノウハウを既存事業の変革にも活用し、顧客の包括的支援に重点取組
 - － 戦略立案に加え、インキュベーションスキルやハンズオン支援の実績を活用し、伴走・実行・実現までを推進
 - － 引き続き、産業レベルの構想/ビジネスエコサイクル創りを活用し、顧客をより大きく成長させる仕組みでレバレッジ

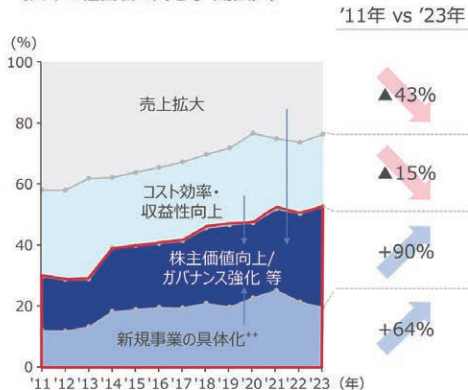
2、人材の育成・仕組みの強化

- 人材育成の仕組み充実に加え、ナレッジ・インフラ整備を強化
 - － 売上成長とのバランスを取りつつ、優秀人材の確保も継続

時代の潮流を捉え、新規事業から既存事業までビジネスプロデュースの領域を拡大

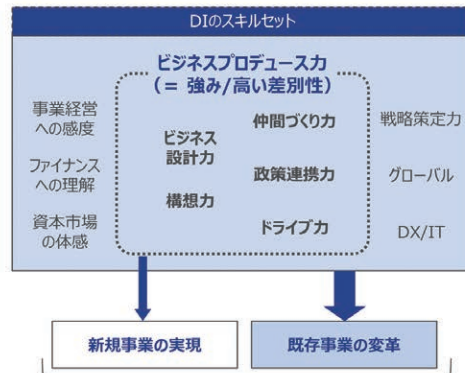
新規事業から既存事業まで、総合的な企業価値向上が求められる時代に

(日本の経営者の関心事項推移)



* 一般社団法人日本能率協会が毎年発行する「当面する企業経営課題に関する調査」を基に集計。
毎年、500社程の大企業及び中小企業の経営者が、最も大きいと感じる課題を3つ回答
** 新製品・新サービス・新事業の開発、デジタル技術の戦略的投資などを含む
出所：日本能率協会「当面する企業経営課題に関する調査」

“既存事業の変革”でも、ビジネスプロデュース力を発揮

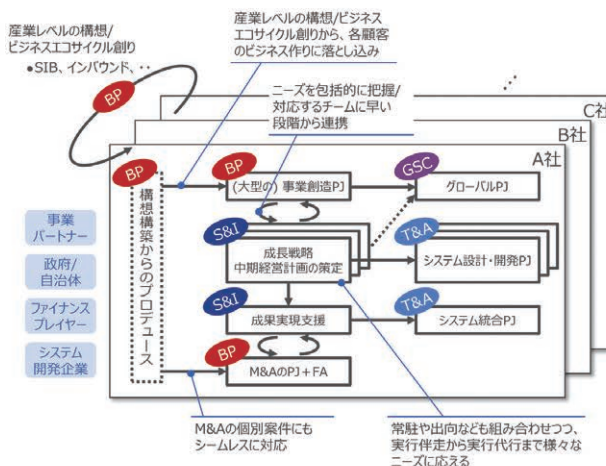


多様な提供価値を通じて、挑戦する経営者を包括的に支援

DIの提供価値

支援メニュー	支援内容
産業プロデュース & ビジネスプロデュース (BP)	- 産業・法・常識の枠を超え、産業や社会の在り方を描き、実現に向け推進 - 数千億円規模の事業創造 - 新規事業・展開に必要なM&Aや各種ファイナンス回りの課題解決
ストラテジー & インストレーション (S&I) (ビジネスプロデュース・インストレーションから名称変更)	- 成長戦略や中期経営計画の策定、R&D・M&A戦略等 - 成果実現まで踏み込んだ支援
テクノロジー & アンプライファイ (T&A)	テクノロジーを起点とした事業モデルのデザインや具現化への伴走
グローバル戦略共創 (GSC) (グローバルSXから名称変更)	グローバルな社会課題解決ビジネスを支援

顧客への幅広い支援機会を深耕



DIの価値を担うビジネスプロデューサーの育成に注力し、成果を創出する組織へ

採用したプロフェッショナル人材

DIの掲げるMVVを体現したい人

- 「社会を変える 事業を創る」という志を持ち、
- 「挑戦者が一番会いたい人」を目指し、
- 「枠を超えて」動ける



サービスラインの拡張に伴い、多種多様なスキルを有する人材

- DXコンサルタント
- AIエンジニア
- グローバル人材
- ターンアラウンド人材…等

育成するための仕組み

ビジネスプロデューサーになるための助走と伴走

- 入社時、1ヶ月後、1年後、昇格時等、節目においてスキルアップできる機会
- 経験豊富なマネージャー層をメンターアサインし、視座を引き上げ、行動を促進

多様なプロジェクト経験を通じたOJT

- 業界に縛られない多様なプロジェクト経験を積むことを意図してアサイン
- 政策連携、社内外パートナーリングなど、視座/規模の大きなテーマを年次問わず実践

早期に育つための的確な課題把握

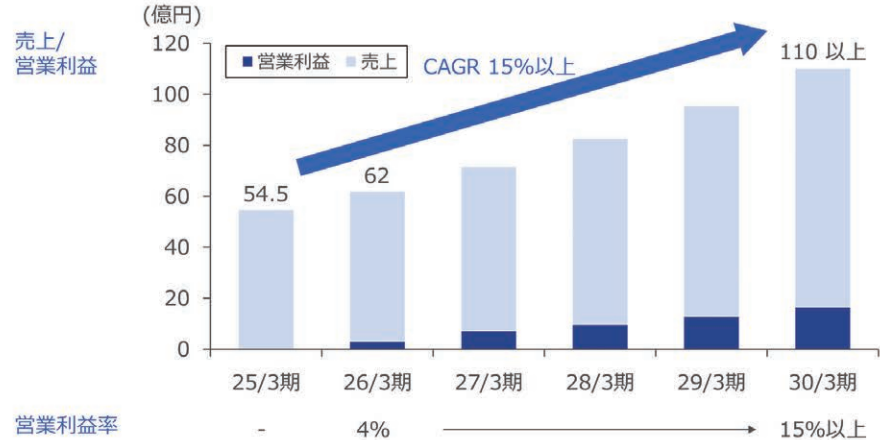
- 四半期毎に全管理職層がひざを突き合わせ、多角的に課題やキャリア形成を議論
- スキルだけでなく、マインドセット (志、挑戦心 等)、枠を超えた行動も評価

互いに創発し合える環境/文化

- 多種多様な人材が創発し合えるよう、PJ混成アサイン、知見を共有する機会
- 各PJ毎のラップアップ、全社向けPJ事例共有等、誰でも学べるオープンな文化

今後5年間のビジネスプロデュース事業規模感

一定の売上成長スピードを保ちつつ、継続的な利益成長を実現していく



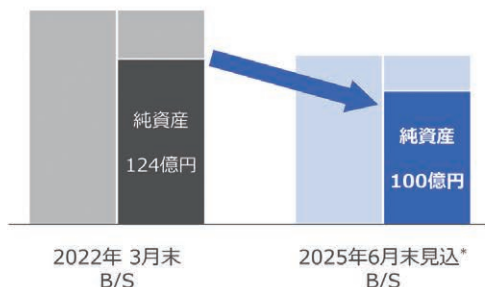
2026年3月期 通期計画まとめ

	2025年3月期 通期実績	2026年3月期 通期計画
	(億円)	(億円)
売上高	61.8	62～
● ビジネスプロデュース	54.5	62～
● ベンチャー投資	7.2	非開示
営業利益	2.5	3～
● ビジネスプロデュース	▲ 0.3	3～
● ベンチャー投資	2.8	非開示
期末ビジネスプロデューサー数	160名	180名
1株あたり配当	423円	106円
● 普通配当	-	106円
● 特別配当	423円	-

B/Sマネジメントと2026年3月期の株主還元

中期経営計画期間中の実績

資本効率を向上すべく、株主還元を強化し、B/Sスリム化を推進



* 2025年3月末時点の実績から期末配当（約30億円）を控除した数値
 ** 資本コストは8%を想定

今後の方針

現方針継続

- 継続的な株主還元により、B/Sスリム化を推進
- M&A他、成長投資機会の模索も並行するため、当面は年度毎の状況に応じて柔軟に還元額を決定する方針
 - 利益の上振れによる追加配当も積極検討



2026年3月期の配当予想：
 期末配当 10億円（@106円）

継続的な利益成長と共に本施策を推進し、**5年後の目標ROEを15%以上****とする

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は7百万円で、その主な内容は工具器具備品への投資7百万円であります。

(5) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

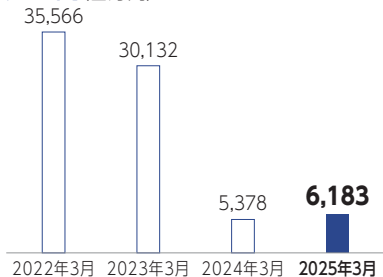
特記すべき事項はありません。

(10) 財産及び損益の状況の推移
企業集団の財産及び損益の状況

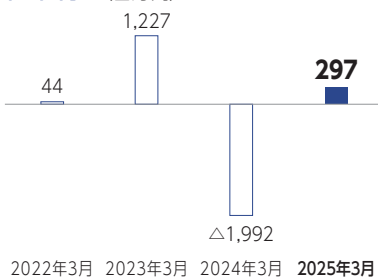
区分	第22期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	第23期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第24期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第25期 (当連結会計年度) 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売上高 (百万円)	35,566	30,132	5,378	6,183
経常利益又は 経常損失 (△)	44	1,227	△1,992	297
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	7	11,553	△1,847	170
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	0.80	1,183.92	△202.26	19.39
総資産 (百万円)	33,574	31,310	17,454	15,857
純資産 (百万円)	12,454	21,917	15,208	13,158

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失については、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「法人税、住民税及び事業税に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を第25期の期首から適用しており、第24期については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

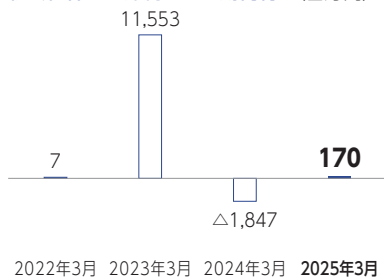
売上高 (百万円)



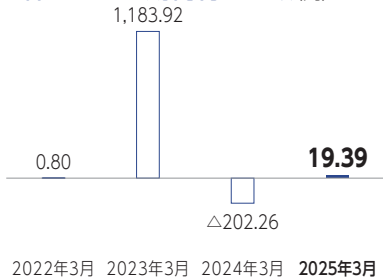
経常利益 (百万円)



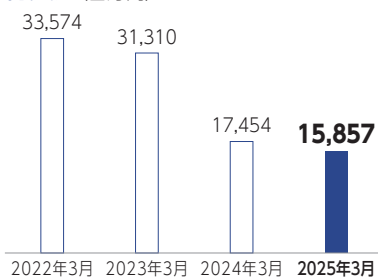
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



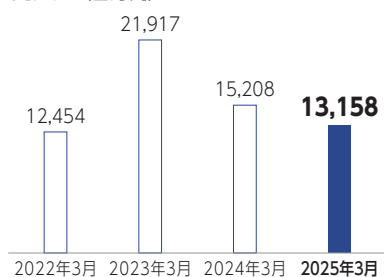
1株当たり当期純利益金額 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



(11) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
(子会社)			
Dream Incubator (Vietnam) Joint Stock Company	40,000百万ドン	100.0% (100.0%)	ベトナムにおけるコンサルティング事業
DI Pan Pacific Inc.	3,340百万円	100.0%	営業投資事業
DIAI INDIA PRIVATE LIMITED	30百万ルピー	100.0% (1.0%)	インドにおける投資助言事業
DIインドデジタル投資組合	1,036百万円	66.7% (0.1%)	インドにおける投資事業
Next Riseソーシャル・インパクト・ファンド投資事業有限責任組合	646百万円	42.9% (0.2%)	SIBを活用した投資事業

(注) 1. 議決権比率は当社が間接所有しているものも含めて記載しております。
2. 議決権比率の()内は間接保有比率を内数で記載しております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(12) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

大企業向けの事業創造支援や成長戦略立案支援を行うビジネスプロデュース事業と、スタートアップ企業等への投資育成を行うインキュベーション事業を推進しております。

(13) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

(当 社)

本 社：東京都千代田区

(子会社及び関連会社)

国 内：DIインドデジタル投資組合 (東京都千代田区)

Next Rise ソーシャル・インパクト・ファンド投資事業有限責任組合 (東京都千代田区)

海 外：Dream Incubator (Vietnam) Joint Stock Company (ベトナム)

DI Pan Pacific Inc. (ミクロネシア)

DIAI INDIA PRIVATE LIMITED (インド)

(14)従業員の状況（2025年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
ビジネスプロデュースセグメント	174名	1名減
ベンチャー投資セグメント	3名	1名減
全社（共通）	37名	9名減
合計	214名	11名減

（注）臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、今回より記載を省略しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
191名	8名減	34.81歳	3.43年

（注）臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、今回より記載を省略しております。

(15)主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	三宅孝之	社長執行役員
取締役	細野恭平	副社長執行役員
取締役	藤田勉	一橋大学大学院経営管理研究科 客員教授 RIZAPグループ株式会社 社外取締役 株式会社ストラテジー・アドバイザーズ 代表取締役社長 伊藤忠商事株式会社 社外監査役 取締役会議長
取締役（監査等委員）	原田哲郎	株式会社マングム 社外取締役 株式会社ワコールホールディングス 社外取締役
取締役（監査等委員）	小松百合弥	NTN株式会社 社外取締役 株式会社ダイセル 社外取締役 パシフィックコンサルタンツ株式会社 社外取締役
取締役（監査等委員）	宇田左近	いちご株式会社 社外取締役 株式会社北國フィナンシャルホールディングス 社外取締役 （監査等委員）

- (注) 1.取締役 藤田勉氏並びに取締役（監査等委員） 小松百合弥氏及び宇田左近氏は、社外取締役であります。
- 2.当社は、取締役 藤田勉氏、取締役（監査等委員） 小松百合弥氏、宇田左近氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3.当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
- 4.当社は経営意思決定の迅速化及び経営責任の明確化を図るため執行役員制度を導入しております。

当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
代表取締役社長	三宅孝之	
取締役副社長	細野恭平	
統括執行役員	石川雅仁	第1本部 本部長
統括執行役員	島崎 崇	第2本部 本部長
執行役員	濱田正巳	第1本部
執行役員	西村篤史	第1本部
執行役員	吉田泰治	第1本部
執行役員	金子 剛	第1本部
執行役員	増本直高	第1本部
執行役員	沼田和敏	第2本部
執行役員	鈴木一矢	第2本部
執行役員	野邊義博	第2本部
執行役員	田代雅明	第2本部
執行役員	加藤節雄	第2本部
執行役員	宮内 慎	第3本部 本部長
執行役員	村田英隆	経営企画グループ長(兼) I R 担当
執行役員	堀場利穂	人事総務グループ長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査等委員である取締役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社役員及び当社の関係会社（上場企業は除く）の役員、当社が派遣する会社で役員の地位にある者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。なお、法律違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等の額

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日及び2022年4月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際して、あらかじめ決議する内容について、指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員報酬の基本方針は、

- ・ ミッションを実現し、持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系
- ・ 有為な人材を獲得・保持するため、競合業界と比較して競争力ある報酬水準

とし、固定報酬に加え短期業績及び中長期の企業価値の向上へのインセンティブを引き出すため、固定報酬と業績連動報酬（現金賞与・株式報酬）の構成としております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 固定報酬に関する方針

職位に応じた堅実な職務遂行を促すことを目的とした報酬であり、各取締役の役位や職責に応じて決定し、現物給与と企業厚生年金掛金を合算した金額が定期同額となるように支給しております。

b. 現金賞与に関する方針

現金賞与は、「短期」の業績連動報酬の位置づけとして、単年度の全社利益に対し、一定の係数を乗じた額を支給します。

c. 株式報酬（非金銭報酬等）に関する方針

株式報酬は、「中長期」の業績連動報酬の位置づけとして、構造改革の取組状況及びビジネスプロデュースの利益成長や株価等の全社業績に連動した株式報酬制度（以下、本制度という。）を導入しており、退任時に株式を交付します。本制度は2022年6月17日開催の第22回定時株主総会において、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）を対象にご承認いただいております。なお当該決議時の対象役員は3名です。

【本制度における報酬等の額・内容等】

(1) 本制度の概要

当社が拠出する取締役報酬（下記(2)のとおり）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位等に応じて当社の取締役へ当社株式が交付される株式報酬制度です。ただし、取締役が当社株式の交付を受けるのは、原則として、取締役退任時になります。

(2) 会社が拠出する金員の上限

当社は、対象期間を連続する3事業年度とし、かかる対象期間において合計400百万円を上限とする金員を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託を設定します（以下「本信託」という）。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。当社、信託期間中、取締役にポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、取締役の退任時にポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長するとともに、翌3事業年度を新たな対象期間とし、新たな対象期間ごとに、合計400百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託契約の変更時に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、400百万円の範囲内とします。

(3) 取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

取締役に対して交付等が行われる当社株式の数は、信託期間中に毎年付与されるポイントにより定まります。取締役に、構造改革の取組状況や業績目標の達成度等に応じて算出されるポイントが毎年付与されます。1ポイント=1株とし、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整が行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

各取締役に、取締役退任時に、毎年付与されていたポイント数の累積値（以下「累積ポイント数」という。）に応じた当社株式等が交付されます。

各取締役に付与されるポイント数の1年当たりの総額の上限は170,000ポイントとします。また、本信託が取締役に交付等を行うために取得する当社株式の株数は、かかる1年当たりのポイント数の総数170,000ポイントに信託期間の年数3を乗じた数に相当する510,000ポイントを上限とします。この株式数の上限は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役に對する当社株式等の交付等の時期及び方法

受益者要件を充足した取締役は、取締役の退任時に、上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に相当する当社株式等について交付を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイント数に相当する当社株式について交付を受け、納税資金確保の観点から信託契約の定めに従い、一部株式については、本信託内で換価した上で、換価処分相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式（すなわち上記(4)により取締役に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、配当基準日における取締役の累積ポイント数に応じて、1ポイントあたり1株の配当額に相当する金額を留保し、上記(4)により交付等が行われる当社株式等とともに取締役に給付されます。

(7) クローバック制度等

取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役に對し、本制度における交付予定株式の受益権の没収（マルス）並びに交付した株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

(8) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、信託契約の変更及び本信託への追加拋出の都度、取締役会において定めま

す。

d.報酬等の割合に関する方針

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の固定報酬、現金賞与及び株式報酬の割合は、1：1：1を目安に運用します。社外取締役及び監査等委員の報酬は、固定報酬のみによって構成されます。

e.報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は、定期同額で支給しております。現金賞与は、前期の会社業績に基づき毎年7月に支給します。株式報酬（非金銭的報酬等）は、上記c.に記載のとおり役員報酬BIP信託を採用しており、対象取締役に対し、役員株式交付規程に従ってポイントを付与し、そのポイントの数に応じた当社株式等を退任時に交付します。

f.報酬等の決定の委任に関する事項

監査等委員ではない取締役の個人別の報酬等の内容については、指名報酬委員会に諮問し答申を受けて、取締役会で決定しており、決定の一部又は全部を取締役その他の第三者に委任しておりません。なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容については、監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			員数
		固定報酬	現金賞与	非金銭報酬	
監査等委員でない取締役 （うち、社外取締役）	142 (12)	83 (12)	3 (-)	54 (-)	4名 (1名)
監査等委員である取締役 （うち、社外取締役）	53 (26)	51 (26)	- (-)	2 (-)	4名 (3名)
合 計 （うち、社外取締役）	196 (39)	135 (39)	3 (-)	57 (-)	8名 (4名)

- (注) 1.上記には、2024年6月17日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名を含んでおります。なお、同総会終結の時をもって監査等委員でない取締役を退任し、監査等委員である取締役に就任した原田哲郎氏については、監査等委員でない取締役在任期間中は監査等委員でない取締役に、監査等委員である取締役在任期間中は監査等委員である取締役に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めて記載しております。
- 2.監査等委員である取締役の非金銭報酬については、役員株式交付規程に従って、監査等委員でない取締役在任期間時に付与が決定したポイントのうち、監査等委員である取締役在任期間中に付与されたポイントに相当する報酬となります。
- 3.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 4.監査等委員でない取締役の金銭報酬の額は、2016年6月13日開催の第16回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。また、2022年6月17日開催の第22回定時株主総会において決議いただいた株式報酬制度につきましては、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）を対象とし、3事業年度を対象期間とした金員の上限を合計400百万円としております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名となります。
- 5.監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月13日開催の第16回定時株主総会において年額60百万円以内としています。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名となります。

(5) 社外役員に関する事項

藤田 勉

項目	内容
重要な兼職先と当社との関係	—
主要取引先等特定関係事業者との関係	—
社外取締役に期待される役割 に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、金融機関及び企業経営者としての豊富な経験と深い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 当事業年度に開催された指名報酬委員会7回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬	—

小松 百合弥（監査等委員）

項目	内容
重要な兼職先と当社との関係	—
主要取引先等特定関係事業者との関係	—
社外取締役に期待される役割 に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、金融機関・事業会社における豊富な経験と会計・財務に関する専門的な見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。 当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席し、委員長として、監査の方法、状況及び結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。
当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬	—

宇田 左近（監査等委員）

項目	内容
重要な兼職先と当社との関係	—
主要取引先等特定関係事業者との関係	—
社外取締役に期待される役割 に関して行った職務の概要	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、コンサルティングファーム・事業会社における豊富な経営経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。 当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席し、監査の方法、状況及び結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。 当事業年度に開催された指名報酬委員会7回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬	—

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

以 上

第1号議案

監査等委員でない取締役3名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、全ての取締役候補者について取締役に期待される役割を果たし得る人選であり、適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	年齢	現在の地位・担当	取締役会出席状況	取締役候補者の属性		
					再任	執行	-
1	み やけ たかゆき 三宅 孝之	55	代表取締役社長	100% (13/13回)	再任	執行	-
2	ほそ の きょうへい 細野 恭平	52	取締役副社長	100% (13/13回)	再任	執行	-
3	ふじ た つとむ 藤田 勉	65	取締役	100% (13/13回)	再任	社外	独立役員

1 み やけ たか ゆき 三 宅 孝 之 (1970年4月24日生 満55歳)

再任



所有する当社の株式数 87,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4月 通商産業省（現 経済産業省）入省
 2001年 7月 A. T. カーニー株式会社入社
 2004年 6月 当社入社
 2004年 11月 当社マネジャー
 2009年 10月 当社執行役員（現任）
 2019年 6月 当社取締役
 2020年 6月 当社代表取締役COO
 2021年 6月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者の選任理由

三宅孝之氏は、2009年に当社の執行役員に就任し、ビジネスプロデュース部門管掌役員としてビジネスプロデュース・産業プロデュース等、当社ならではのコンサルティングの構築及び発展に貢献してまいりました。2021年には代表取締役社長に就任し、ビジネスプロデュースを中心とした当社収益基盤強化への取り組みを推進しております。同氏の豊富な業務経験と経営に対する高い見識は、今後の当社グループの持続的な企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

2 ほそ の きょう へい 細 野 恭 平 (1973年4月28日生 満52歳)

再任



所有する当社の株式数 38,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4月 海外経済協力基金（現 株式会社国際協力銀行）入社
 1998年 8月 サンクトペテルブルク大学留学
 2000年 5月 ミシガン大学公共政策学修士
 2005年 10月 当社入社
 2007年 8月 当社マネジャー
 2009年 10月 当社アジア担当マネージングディレクター
 2012年 10月 当社執行役員（現任）
 2019年 6月 当社取締役
 2020年 6月 当社代表取締役COO
 2021年 6月 当社取締役副社長（現任）

取締役候補者の選任理由

細野恭平氏は、大企業のアジア展開戦略支援、アジア企業向けの投資育成など日本とアジアの架け橋となるグローバルビジネスプロデュースに従事してまいりました。また、インキュベーション部門管掌役員として、新たなイノベーションを創造するベンチャー及び成長事業への投資育成に貢献してまいりました。2023年以降は、コーポレート部門管掌取締役を兼任し、当社の経営管理・人事総務全般を統括してまいりました。同氏の豊富な業務経験と経営に対する高い見識は、今後の当社グループの持続的な企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

3

ふじ
た
藤 田つとむ
勉

(1960年3月2日生 満65歳)

再任



所有する当社の株式数 0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 山一證券株式会社入社
 1997年 10月 メリルリンチ投信投資顧問株式会社入社
 2000年 9月 日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社（現 シティグループ証券株式会社）入社
 2010年 11月 シティグループ証券株式会社取締役副会長
 2016年 6月 同社顧問（現任）
 2017年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科（現 経営管理研究科）特任教授
 2017年 7月 一橋大学大学院フintテック研究フォーラム代表（現任）
 2019年 9月 株式会社ハウスドゥ（現 And Doホールディングス）取締役
 2020年 6月 RIZAPグループ株式会社社外取締役（現任）
 2021年 6月 当社社外取締役（現任）
 2021年 6月 株式会社ZUU社外取締役
 2022年 4月 一橋大学大学院経営管理研究科客員教授（現任）
 2022年 6月 株式会社ストラテジー・アドバイザーズ代表取締役社長（現任）
 2023年 6月 伊藤忠商事株式会社社外監査役（現任）

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

藤田勉氏は、シティグループ証券株式会社顧問（前取締役副会長）、複数社の社外取締役など数々の要職のほか、一橋大学大学院経営管理研究科客員教授を務める等、企業経営に関する幅広い経験と見識を有しております。これらに基づき、当社の経営の監督及び経営全般に対する的確かつ有意義な助言等を行うなど、当社のコーポレート・ガバナンス強化に貢献いただいております。こうした活動を通じて、今後も当社グループの企業価値向上に貢献していただく役割を期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.藤田勉氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を充足しておりますので、当社は、現在独立取締役である同氏の再任が承認された場合は、同氏を引き続き、独立役員とする予定であります。

3.藤田勉氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

4.当社は、藤田勉氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏がその職務を行うにあたり善意で重過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。藤田勉氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

5.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、本招集通知内「事業報告2. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。

第2号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

当社の監査等委員である取締役の小松百合弥氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図るべく、1名増員して4名体制とするために、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものです。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	年齢	現在の地位・ 担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	取締役候補者の属性		
1	こまつ ゆりや 小松 百合弥	62	取締役 監査等委員	100% (13/13回)	100% (13/13回)	再任	社外	独立 役員
2	みやざき ひろこ 宮崎 裕子	55	-	-	-	新任	社外	独立 役員

1 小 まつ ゆ り や
松 百 合 弥 (1962年10月18日生 満62歳)

再任



所有する当社の株式数 0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 野村證券株式会社入社
1988年 4月 クレディスイス信託銀行株式会社入行
1990年 4月 スパークス投資顧問株式会社（現 スパークス・グループ株式会社）入社
1996年 5月 The Dreyfus Corporation入社
1999年 12月 Fiduciary Trust Company International入社
2000年 9月 インテラセット株式会社入社
2004年 11月 Worldeye Capital Inc.入社
2006年 6月 Olympus Capital Holdings Asia入社
2010年 7月 大和クオンタム・キャピタル株式会社入社
2010年 8月 大塚化学株式会社執行役員
2012年 8月 株式会社ドワンゴ顧問
2013年 1月 株式会社ドワンゴ執行役員CFO
2014年 10月 株式会社KADOKAWA・DWANGO（現 株式会社KADOKAWA）取締役
2014年 10月 株式会社ドワンゴ取締役
2017年 6月 カドカワ株式会社（現 株式会社KADOKAWA）執行役員
2020年 7月 NTN株式会社社外取締役（現任）
2021年 6月 当社社外取締役（現任）
2021年 6月 IAパートナーズ株式会社マネージング・ディレクター
2022年 6月 株式会社ダイセル社外取締役（現任）
2023年 1月 IAパートナーズ株式会社取締役
2025年 6月 東京瓦斯株式会社社外取締役（2025年6月27日就任予定）

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

小松百合弥氏は、金融機関・事業会社における豊富な経験、女性活躍推進に関する経験、会計・財務に関する幅広い知見を有しており、当社の経営に対する監督、的確かつ有益な助言等を行うなど、当社のコーポレート・ガバナンス強化に貢献いただいております。今後も、豊富な経験・知見等を当社経営の監査等に活用して頂き、経営の監督機能を果たしていただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化、企業価値や経営の透明性をさらに向上させることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

2 宮 崎 裕 子 (1969年12月17日生 満55歳)

新任



所有する当社の株式数 0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年	4月	最高裁判所司法研修所終了
1996年	4月	弁護士登録
1996年	4月	尚和法律事務所(現・ジョーンズ・デイ法律事務所)入所
2001年	12月	あさひ・狛法律事務所(現・西村あさひ法律事務所)入所
2004年	9月	Davis Wright Tremaine LLP(米国シアトル)入所
2005年	1月	ニューヨーク州弁護士登録
2006年	4月	あさひ・狛法律事務所へ復帰
2007年	5月	デル株式会社法務本部長ジャパンリードリーガルカウンセル
2013年	4月	日本アルコン株式会社法務コンプライアンス本部長
2014年	4月	慶應義塾大学法学部法律学科非常勤講師
2017年	7月	スリーエムジャパン株式会社執行役員ジェネラルカウンセル
2021年	6月	スリーエムジャパン株式会社代表取締役社長
2024年	1月	GIT法律事務所カウンセル(現任)
2024年	6月	丸紅株式会社社外監査役(現任)
2024年	6月	日本ハム株式会社社外取締役(現任)

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

宮崎裕子氏は、弁護士としての豊富な知識と実務経験に加え、グローバル企業における法務担当役員および代表取締役社長を務めるなどの企業経営経験を有しており、これらの豊富な経験と高い知見を活かし、当社のコンプライアンスやリスクマネジメント面の強化及び業務執行の監視体制の充実に貢献いただけるものと期待しております。また、複数社の社外取締役、社外監査役も務めていることから、同氏の経験・知見等を経営の監査等に活用していただけるものとして、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

(注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.小松百合弥氏及び宮崎裕子氏の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、小松百合弥氏は、株式会社東京証券取引所の規程に基づく独立役員の要件を充足しておりますので、当社は、現在独立役員である同氏の再任が承認された場合は、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、宮崎裕子氏も、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を充足しておりますので、当社は、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

3.小松百合弥氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

4.当社は、小松百合弥氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏がその職務を行うにあたり善意で重過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。小松百合弥氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、宮崎裕子氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

5.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、本招集通知内「事業報告2. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。

参考

第1・2号議案が承認された後の経営体制（予定）

当社のミッション「社会を変える 事業を創る。」と中長期的な企業価値向上の同時実現を目指した経営計画を推進し、ガバナンスを向上させるために、取締役会のモニタリング機能を引き続き強化してまいります。

その実効性向上のために、経営に関する幅広い経験および様々な分野における専門性、知識、経験を有する取締役を選任しています。

当社取締役として特に必要と考える領域、経験は以下の通りです。

スキル・経験	内容
企業経営	上場企業経営全般に関する経験・知見・ガバナンス経験
資本市場	上場企業への投資業務経験、知見及び株主・投資家との対応経験
財務・会計	財務・会計に関する知識及び成長投資と株主還元策を含む財務戦略策定経験
法務・リスク管理	企業法務・法規制・リスク管理に関する専門的な知識・経験
コンサルティング	コンサルティング経験及びコンサルティングビジネスのマネジメント経験
政府・国際機関	産業を通じた社会課題解決に向けた政府・関連機関・国際機関等での経験
グローバル	グローバル企業でのマネジメント経験や日本国外でのビジネス経験

氏名	役職	社外	独立役員	特に専門性を発揮できる領域及び経験						
				企業経営	資本市場	財務・会計	法務・リスク管理	コンサルティング	政府・国際機関	グローバル
三宅 孝之	代表取締役社長			●				●	●	
細野 恭平	取締役副社長			●				●	●	●
藤田 勉	取締役	●	●	●	●					●
原田 哲郎	取締役監査等委員			●		●	●	●		
小松 百合弥	取締役監査等委員	●	●	●	●	●				
宇田 左近	取締役監査等委員	●	●	●	●			●		
宮崎 裕子	取締役監査等委員	●	●	●			●			●

※上記スキルマトリックスは、各候補者に特に期待するスキル・専門的な分野であり、各人の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

第3号議案

監査等委員でない取締役に対する株式報酬制度に係る
内容の一部改定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、2016年6月13日開催の第16回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。以下本議案において同じ。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しました。また、2022年6月17日開催の第22回定時株主総会においては、ミッション「社会を変える 事業を創る。」の実現と、2021年に公表した構造改革への取り組み状況や業績目標の達成度を取締役の報酬に反映することについて、株主の皆様のご承認をいただき今日に至っております。

今般、構造改革が終了したことに伴い、監査等委員でない取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の報酬と当社のミッションならびに持続的な成長戦略の実現との連動性をより明確にし、対象取締役の中長期的な企業価値向上および株主価値の最大化への貢献意欲を一層高めることを目的として、本制度の一部改定を行い、取締役に支給する金銭報酬の上限額（年額3億円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠で、改めて本制度全体について、本議案のご承認をお願いするものであります。

なお、当社は、取締役の報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、独立社外役員が過半数を構成する指名報酬委員会を設置しており、本制度の一部改定については、指名報酬委員会の審議を経ております。また、当社は、取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容（「事業報告2. 会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等の額」に記載）を決定しており、本議案は当該方針に沿った取締役の報酬の付与のために必要かつ合理的な内容であることから、本議案の内容は相当であるものと判断しています。

本制度の対象となる対象取締役の員数は、第1号議案「監査等委員でない取締役3名選任の件」が原案通り承認可決されますと2名となります。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する対象取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です（詳細は(2)以降のとおり。）。

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	当社の監査等委員でない取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	3事業年度を対象として400百万円

当社株式の取得方法（下記（2）のとおり。）および対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記(3)のとおり。）	- 各対象取締役に付与されるポイント数の上限は1年あたり170,000ポイント（ただし、本年度から開始する当初対象期間については3事業年度を対象として510,000ポイント） - 対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数の1年あたりの上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（2025年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約1.8% - 本信託は当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得する予定
③ 業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）	対象期間における経営計画の目標達成度等に応じて変動 - 当初対象期間においては、TSR（Total Shareholder Return）および中長期的な企業価値向上に資する非財務指標等を評価指標として採用予定 2029年3月末日で終了する事業年度以降に開始する対象期間の指標は、取締役会において別途決定
④ 対象取締役に對する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	取締役の退任時

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度の対象期間は、本年度から開始する連続した3事業年度とします。当社は、対象期間において、合計400百万円を上限とする金銭を拠出し、本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、信託期間中、対象取締役にポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、取締役の退任時にポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度として本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長するとともに、翌3事業年度を新たな対象期間とし、当社は、新たな対象期間ごとに、合計400百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に對するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託契約の変更時に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、400百万円の範囲内とします。

(3) 対象取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

対象取締役に對して交付等が行われる当社株式の数は、信託期間中に対象取締役に毎年付与されるポイントにより定まります。対象取締役に、対象期間における経営計画の目標達成度等に応じて算出されるポイントが毎年付与されます。なお、1ポイント＝1株とし、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。各対象取締役に、取締役退任時に、毎年付与されたポイント数の累積値（以下「累積ポイント数」という。）に応じた当社株式等の交付等が行われます。

各対象取締役に付与されるポイント数の1年当たりの総数の上限は、170,000ポイントとします。また、本信託が対象取締役に交付等を行うために取得する当社株式の株数は、かかる1年当たりのポイント数の総数170,000ポイントに信託期間の年数3を乗じた数に相当する510,000ポイントを上限とします。この株式数の上限は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期および方法

受益者要件を充足した対象取締役は、取締役の退任時に、上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役は、累積ポイント数に相当する数の当社株式について交付を受け、納税資金確保の観点から信託契約の定めに従い、一部株式については、本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式（すなわち上記(4)により対象取締役に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、配当基準日における対象取締役の累積ポイント数に応じて、1ポイントあたり1株の配当額に相当する金額を留保し、上記(4)により交付等が行われる当社株式等とともに対象取締役に給付されます。

(7) クローバック制度等

対象取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該対象取締役に對し、本制度における交付予定株式の受益権の没収（マルス）ならびに交付した株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

(8) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

第4号議案

監査等委員である取締役に対する報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2016年6月13日開催の第16回定時株主総会において、年額6,000万円以内とする決議がなされております。現在の監査等委員である取締役に対しては、その員数は3名（うち社外取締役2名）ですが、上記の報酬限度額の範囲において、昨今の監査等委員である取締役の役割・職責の拡大や、社外取締役の報酬水準の推移等を踏まえた報酬額を支給しております。

こうした中、当社では、今般、第2号議案「監査等委員である取締役2名選任の件」において、監査等委員である取締役の1名増員について付議しておりますが、増員後の監査等委員である取締役の報酬支給実績が報酬限度額を超過することがないように、その総額を年額8,000万円以内と改定させていただきたいと存じます。なお、上記の通り、現在の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）となります。

今般の改定については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会における審議を経ており、また、当社は、取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容（本招集通知内「事業報告2. 会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等の額」に記載）を決定しているところ、本議案は当該方針に沿った取締役の報酬の付与のために必要かつ合理的な内容であることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

以上

株主総会会場ご案内図



交通のご案内

- 東京メトロ銀座線**
虎ノ門駅
5番出口/11番出口から
徒歩3分
- 東京メトロ丸ノ内線**
日比谷線
千代田線
霞ヶ関駅
A13番出口から徒歩9分
- 東京メトロ南北線**
溜池山王駅
8番出口から徒歩9分

お願い
お車でのご来場はご遠慮願います。

開催
日時

2025年6月23日（月） 午後2時（受付開始：午後1時30分）

開催
場所

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング1階
31Builedge 霞が関プラザホール
※昨年とは会場が異なりますのでご注意ください。
※当日ご出席にあたりサポートが必要な株主様は、当社スタッフにお声がけください。

■IRメール配信サービス

当社のIR情報をメールでお届け致します。
ご希望の方は、当社Webサイト ▶「IR情報」▶「IRメール配信サービス」からご登録いただきますようお願い致します。

<https://www.dreamincubator.co.jp>

ドリームインキュベータ

検索